

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2024/5/13号 (No. 575)

=====

【ジェットロ香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェットロ・香港事務所では、1. 「知財宣伝 Week における中国関係機関の発表について」と、2. 「CNIPA、2023年の知財保護に関する白書を公表」と題する記事を作成しました。是非ご一読いただければ幸いです。

1. 本記事は、中国政府が世界知的財産の日（4月26日）に合わせて4月20日から4月26日までの期間に開催した知財宣伝 Week の概要を紹介するものとなります。

○【香港発中国創新 IP 情報】知財宣伝 Week における中国関係機関の発表について

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240429.pdf

2. 本記事は、4月30日に国家知識産権局（CNIPA）が発表した「2023年中国知識産権保護状況」の概要について紹介するものとなります。

○【香港発中国創新 IP 情報】CNIPA、2023年の知財保護に関する白書を公表

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240502.pdf

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェットロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262、E-mail: hk_ip@jetro.go.jp

=====

【ジェットロ北京事務所からのお知らせ】

中国国家知識産権局商標局が提供する商標検索サービス「中国商標網」は、先の連休明けのシステム更新に伴い、利用に際して事前のユーザー登録が必要となりました。これを踏まえ、ジェットロ北京事務所では、「中国商標網のユーザー登録マニュアル」を作成しました。ご関心のある方は、下記リンクよりご確認ください。

○中国商標網のユーザー登録マニュアル

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/manual_202405.pdf

◆お問い合わせ先

ジェットロ北京事務所 知的財産権部

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

○ 中央政府の動き

1. 中国、フランスのブルゴーニュ産ワイン産地に地理的表示保護を実施(中国保護知識産権網 2024年5月8日)
2. 国家知識産権局が「2023年中国知的財産権保護状況」白書を発表(国家知識産権網 2024年4月30日)
3. 国家市場監督管理総局、ライブコマースにおける知的財産権保護の強化を発表(中国政府網 2024年4月26日)
4. 国家知識産権局と司法部が知的財産法治保障の推進で協力強化(中国政府網 2024年4月25日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 北京市知識産権局、専利ナビゲーションプロジェクトの成果を発表(国家知識産権網 2024年5月7日)
2. 北京市知識産権局、標準必須特許のライセンス交渉ガイドラインを発表(中国保護知識産権網 2024年4月28日)

【華東地域】

3. 江蘇省、「海外展示会知財紛争対応ガイドライン」を発表(江蘇省知識産権局公式サイト 2024年4月26日)

○ 司法関連の動き

1. 海南省高級法院、昨年の知的財産権保護活動に関する白書を発表(中国保護知識産権網 2024年4月29日)
2. 北京高級法院、2023年度知的財産権司法保護状況を発表(中国法院網 2024年4月28日)
3. 中国三大陶磁器産地、地理的表示保護のため司法協力枠組み協定を締結(中国法院網 2024年4月27日)
4. 北京知識産権法院、データ産業競争の司法保護に関する白書を発表(中国法院網 2024年4月26日)
5. 上海高級法院が知財保護白書を発表 昨年6万6120件受理(上海市高級人民法院 Wechat 公式アカウント 2024年4月26日)
6. 杭州インターネット法院、ネット知的財産権の司法保護に関する白書を公表(中国保護知識産権網 2024年4月26日)
7. 最高人民法院、懲罰的賠償制度の適用拡大を報告＝知的財産権保護の強化を強調(中国保護知識産権網 2024年4月24日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 2023 年、全国税関による知的財産権保護活動が活発に＝8289 万点押収(中国保護知識産権網 2024 年 4 月 28 日)
2. 国家知識産権局、2023 年度の知的財産権行政保護の典型例 30 件を発表(国家知識産権網 2024 年 4 月 26 日)
3. 2023 年度の「中国知財侵害模倣品摘発活動年次報告書」が発表(国家市場監管総局公式サイト 2024 年 4 月 26 日)
【華北地域】
4. 北京昌平区で偽造スポーツウェア摘発、NIKE や PUMA の不正商品を大量押収(中国保護知識産権網 2024 年 5 月 9 日)
【その他地域】
5. 貴州省、白酒産業の知的財産権保護強化へ＝過去 3 年に 345 件提訴(中国保護知識産権網 2024 年 5 月 6 日)

○ その他知財関連

1. 香港、「地域の知的財産取引センター発展戦略」に関する報告書を近日発表(中国保護知識産権網 2024 年 5 月 7 日)

● ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 中央政府の動き

★★★1. 中国、フランスのブルゴーニュ産ワイン産地に地理的表示保護を実施★★★

中国国家知識産権局 (CNIPA) は 5 月 7 日、フランス・ブルゴーニュ地方のマコンとジュヴレ・シャンバルタン の二つの産地名に対し、地理的表示 (GI) 製品の保護を実施する承認に関する公告を発表した。この決定は、「中国国家知識産権局とフランス農業・食料主権省、フランス国立原産地・品質研究所の農業・食品地理的表示協力に関する議定書」に基づいて行われたものである。

フランスのブルゴーニュワイン委員会からの申請に応じ、国家知識産権局は「地理的表示製品保護規定」と「外国地理的表示製品保護弁法」に基づいて、技術審査を実施した。その結果、マコンとジュヴレ・シャンバルタンの名称が地理的表示製品として認定され、保護が即日実施された。

この措置により、これらのブルゴーニュ産地の名称は中国市場内での保護が確立され、偽造や不正な使用から守られることになる。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 5 月 8 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/dlbz/202405/1985642.html>

★★★2. 国家知識産権局が「2023 年中国知的財産権保護状況」白書を発表★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）が最近、「2023年中国知的財産権保護状況」白書を公表した。この白書は、知的財産保護の成果と効果、制度整備、審査登録、文化の促進、国際協力の5つの側面から、昨年中国の知的財産権保護の状況を詳しく紹介している。

昨年末時点、中国の有効特許件数は499.06万件に、有効登録商標は4614.64万件に達した。地理的表示製品の累計承認数は2508件。また、昨年に892.39万件の著作権が登録された。

この白書によると、昨年の知的財産権保護に対する社会的満足度が82.04点に達し、再び過去最高を記録した。また、法律整備が進み、通年で約20件の法律や法規が策定または改正された。

中国政府は1998年から、知的財産権保護の状況に関する白書を毎年発表している。この白書は、中国政府が知的財産権の保護に真剣に取り組んでいることを示すとともに、国内外の関係者に中国の知的財産権保護の進捗を理解するための権威ある資料として機能している。

(出典：国家知識産権網 2024年4月30日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/4/30/art_53_192127.html

★★★3. 国家市場監督管理総局、ライブコマースにおける知的財産権保護の強化を発表★★★

国家市場監督管理総局（SAMR）の副局長である柳軍氏は、先日国家新聞弁公室の記者会見にて、ライブコマースを含む新たなオンライン販売形態での知的財産権保護を強化する方針を明らかにした。柳氏によると、法に基づいた侵害行為と偽造行為の処罰強化、プラットフォームと事業者の責任明確化により、健全なオンラインショッピング環境の整備が必要であると述べた。

柳氏は、近年、ライブコマースが消費シーンを革新し、消費供給を豊かにしている一方で、新たな挑戦や問題も引き起こしていると指摘した。これに対処するため、市場監督部門は侵害行為と偽造行為を厳しく取り締まる特別行動を展開し、電子商取引法やオンライン取引の監督管理方法などの法律や規則の施行を推進している。

2023年には、市場監督管理総局がネットワーク市場に特化した特別行動を実施し、ネットワーク違法事件を2.7万件取り締まった。また、民生分野での「鉄拳」行動を展開し、各種事件56.5万件を処理し、事件に関連する金額は28.1億元に達した。

この取り組みにより、権利者と消費者の合法的な権利が確実に保護されることを目指しており、市場の公正と透明性が一層強化されることが期待される。市場監督管理総局は今後も、ライブコマースを含むオンライン事業活動の秩序を正し、法に基づく行動で市場の安全と公平を守ることに注力する方針である。

(出典：中国政府網 2024年4月26日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202404/content_6947887.htm

★★★4. 国家知識産権局と司法部が知的財産法治保障の推進で協力強化★★★

中国国家知識産権局と司法部が「協同保護を深めて知的財産の法治保障を強化する意見」を発表し、それぞれの長所を生かして知的財産の全面的な保護を共同で推進し、制度整備と法治保障の強化を通じてビジネス環境やイノベーション環境の最適化を支援する方針を明らかにした。

両部門はこの「意見」の中で、商標、特許、地理的表示などに関する立法作業の推進と改正「行政処罰法」の徹底などを含む制度整備作業の強化を共に推し進めると表明している。また、「意見」には知的財産権紛争の行政裁決や、紛争調停に関する社会的共同ガバナンスの促進、公証機関の役割発揮などに関する内容が盛り込まれている。

関係者によると、国家知識産権局と司法部は、「意見」に定められた施策の施行に向けて協調協議メカニズムを確立し、情報共有や交流、研修訓練に力を入れることとしている。

(出典：中国政府網 2024年4月25日)

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202404/content_6947940.htm

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 北京市知識産権局、専利ナビゲーションプロジェクトの成果を発表★★★

北京市知識産権局は最近、2023年の専利（特許、実用新案、意匠）ナビゲーションプロジェクトの成果を紹介し、2024年の北京・天津・河北地域向け「専利ナビゲーションガイドライン」に関する研修会を開催した。このイベントは現地とオンラインのハイブリッド形式で行われ、知的財産サービス機関の専門家や地域の企業代表者ら150人以上が参加した。

会場では、北京市知的財産権保護センターが、二酸化炭素回収・貯蔵、衛星インターネット、車両オペレーティングシステムという3つの産業分野での取り組みを報告。これらのナビゲーションプロジェクトは、産業の発展方向とイノベーションの重点に密接に関連しており、北京市の関連産業の発展における意思決定に貴重な参考情報を提供している。

また、このプロジェクトは北京・天津・河北地域のイノベーション主体の知的財産権戦略計画を支援し、技術イノベーションの推進と知的財産権保護の強化に寄与していると評価されている。

(出典：国家知識産権網 2024年5月7日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/5/7/art_57_192208.html

★★★2. 北京市知識産権局、標準必須特許のライセンス交渉ガイドラインを発表★★★

4月25日、2024年中関村フォーラムの初日に行われた「グローバル知的財産権保護とイノベーションフォーラム」において、北京市知識産権局が「標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドライン」を発表した。

北京市知識産権局は、標準必須特許（SEP）のライセンス交渉におけるイノベーターの理解を深めることに着目し、北京市知的財産権公共サービスセンターと中国国際貿易促進委員会（CCPIT）商事法律サービスセンターに委託して、このガイドラインを作成した。北京における新たな質の生産力の発展に焦点を当て、標準必須特許に関連する法律や政策、裁判例を取りまとめ、イノベーターや国内外の専門家から幅広く意見を募集した上で、司法と政策の動きを分析し、SEPのライセンス交渉のリスクや鍵となる要素について提案を行っている。

市知識産権局の関係者は、「今後も知的財産権分野のルール研究に力を入れ、公共サービスの質を

高めていく。これが、新たな質の生産力の発展に寄与する」と述べ、高水準の知的財産権保護を通じたイノベーションの支援を強調している。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 4 月 28 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/bj/202404/1985495.html>

【華東地域】

★★★3. 江蘇省、「海外展示会知財紛争対応ガイドライン」を発表★★★

江蘇省知識産権局と江蘇省商務庁は、企業が海外の展示会で遭遇する知的財産権紛争への対策を支援するため、「海外展示会知的財産権紛争対応ガイドライン」を共同で作成し、このほど発表した。このガイドラインは、展示会で頻繁に発生する知的財産権紛争に対する対応策を提供し、企業が国際市場での活動を効果的に展開するための支援を目的としている。

ガイドラインの内容は、「紛争の種類と責任」「紛争の対応策」「紛争の予防策」の三章に分かれており、具体的な対策として、出展前の準備作業、出展中の予防策、さらに紛争に巻き込まれた際の具体的な対応策が提示されている。また、付録として、主要な国家・地域の知的財産権法、展示会の規則、サービス機構のリスト、在外公館の連絡先情報などが網羅されている。

これにより、企業は海外展示会におけるリスクを事前に把握し、適切な対策を講じることが可能となる。江蘇省は、このガイドラインが企業の国際競争力強化と市場拡大戦略の一環として機能することを期待している。

(出典：江蘇省知識産権局公式サイト 2024 年 4 月 26 日)

http://jsip.jiangsu.gov.cn/art/2024/4/26/art_75875_11228853.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 海南省高級法院、昨年の知的財産権保護活動に関する白書を発表★★★

4 月 26 日、海南省高級人民法院が 2023 年の知的財産権司法保護活動を説明する記者発表会を開催した。記者発表会で「海南法院知的財産権司法保護状況（2023 年度）」白書と 10 大典型的事例が発表された。

昨年、海南省の裁判所で受理された知的財産権事件は前年比 4 割増の 5388 件であった。この中で、民事事件は 5351 件で、商標権侵害、作品の情報ネットワーク伝播権と放映権の侵害、意匠権侵害、著作権帰属・侵害に関わる紛争事件が合わせて 89.25%を占めた。

白書にはまた、技術関連事件の審理、多元的な紛争解決メカニズムの整備、知的財産権協同保護メカニズムの整備などの分野での進捗状況と実績が紹介された。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 4 月 29 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dffy/202404/1985529.html>

★★★2. 北京高級法院、2023 年度知的財産権司法保護状況を発表★★★

先日、北京市高級人民法院は記者会見を行い、2023 年度に北京の裁判所が展開した知的財産権の

司法保護活動の状況と、懲罰的賠償が適用された典型的な事例について説明した。

2022年4月に発表された「知的財産権民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関するガイドライン」に基づき、2023年には北京市の各裁判所で特許権、商標権、著作権、営業秘密を含む26件の知的財産権侵害事件に懲罰的賠償が適用された。これは前年と比べて顕著な増加であり、賠償金額は数万元から数千万元に及び、懲罰的賠償の倍率は1倍から5倍までさまざまである。

記者会見で公表されたデータによると、2023年に北京の裁判所で新たに受理された知的財産権事件は6万929件、結審件数は6万8855件であった。また、北京市高級法院は国家知識産権局、北京市版權局、首都版權協会と連携し、天津や河北の裁判所とも協力して、「源」での紛争防止や中国初の著作権分野に特化した裁判外調停プラットフォームの整備、地域横断的な裁判外調停プラットフォームの構築に取り組み、これらの活動が成果を上げている。

(出典：中国法院網 2024年4月28日)

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2024/04/id/7917331.shtml>

★★★3. 中国三大陶磁器産地、地理的表示保護のため司法協力枠組み協定を締結★★★

広東省潮州市、福建省泉州市、江西省景德鎮市の中級人民法院は、地理的表示（陶磁器）保護のための司法協力枠組み協定を共同で締結したことを発表した。この協定は、全国の法院システムにおいて、初めて地理的表示を持つ陶磁器に対して地域を越えた司法保護の連携を確立するものである。これに併せて、これらの地域の市場監督管理局も、陶磁器産業を支える知的財産行政保護の枠組みを新たに設け、産業の質の高い発展を共同で推進する方針を打ち出した。

具体的には、三地域の裁判所が、陶磁器の地理的表示に関連する案件で資源を共有し、各地の利点を生かして協力する体制を築く。これにより、類似の案件において法の適用が一貫性を持ち、市場の公平な競争を保持し、地域間の司法協力を強化することを目指している。

潮州、泉州、景德鎮の三市は、いずれも中国国内で長い歴史を持つ主要な陶磁器の生産地として知られている。新設された司法保護協作メカニズムと知的財産行政保護の枠組みは、各地の地理的特性とリソースを活かし、地理的表示が持つブランド価値をさらに強化することで、「中国の名刺」としての陶磁器をしっかりと守るための重要な一歩となっている。

(出典：中国法院網 2024年4月27日)

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2024/04/id/7917204.shtml>

★★★4. 北京知識産権法院、データ産業競争の司法保護に関する白書を発表★★★

北京知識産権法院（知的財産裁判所）はこのほど、「データ産業における競争の司法保護に関する白書」（中国語版、英語版）を発表した。白書では、北京知識産権法院が過去3年間に取り扱ったデータ産業における競争に関わる訴訟の基本状況と特徴を体系的に紹介し、データ権益を保護する主要な取り組みをまとめている。

2021年から2023年にかけて、北京知識産権法院が審理・結審したデータ業界に関わる不正競争訴訟は計339件で、年々増加傾向にある。これらの案件は主に、インターネット業界、ソフトウェアお

よび情報技術サービス業、スマート製造業などを含む。

白書は、不正競争防止法に基づくデータへの保護に対する司法の姿勢を明確に示しており、データ競争関連行為の正当性を判断する際には、原告に対する競争上の損害、消費者福祉への影響、競争秩序への損害、技術革新への寄与などの複合的な要因を考慮すべきであると提案している。これにより、データ産業における市場主体に対して、モデルとなる競争ガイドラインが提供されている。

(出典：中国法院網 2024年4月26日)

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2024/04/id/7915408.shtml>

★★★5. 上海高級法院が知財保護白書を発表 昨年6万6120件受理★★★

4月26日、上海市高級人民法院が記者発表会を開催し、「2023年上海裁判所知的財産司法保護状況」（以下、「白書」）を発表した。

白書によると、2023年、上海市の各裁判所が受理した各種の知的財産事件は6万6120件で、結審件数は5万926件であった。それぞれ前年より56.87%、38.03%と大幅に増加した。この中で、一審で裁判が終了した事件の比率は97%、平均審理期間は前年比23日減の79.37日であった。

2014年12月28日に設立された上海市第三中級人民法院は、これまでに外国当事者に関わる涉外知的財産事件を1803件受理し、1649件結審した。裁判の結果は、米国、日本、ドイツ、韓国、フランス、英国などの国家の当事者から評価を受けている。

また、記者発表会では、上海市高級法院が進めている知的財産裁判現代化作業の取り組みが説明され、「上海市知的財産司法保護10大事件」、「上海市知的財産保護強化典型的な事件」が公表された。

(出典：上海市高級人民法院 Wechat 公式アカウント 2024年4月26日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/SIOtQSkHCPxjTj0ZN9rQ>

★★★6. 杭州インターネット法院、ネット知的財産権の司法保護に関する白書を公表★★★

4月24日、浙江省杭州市に位置する杭州インターネット法院（裁判所）は、「ネット知的財産権司法保護白書」を公表した。この白書は、2018年1月から2024年3月までの期間に同法院が受理したネット知的財産権事件が2万9492件、結審した事件が2万9827件であることを示している。特にネット著作権事件が最も多く、受理件数は2万4918件、結審件数は2万5164件であった。ネット知的財産権事件の平均審理期間は53日、ネット著作権事件の平均審理期間は42日であると報告されている。

杭州インターネット法院は、全国で初めて設立されたインターネット裁判所として、AI生成物、アルゴリズム操作、不正なデバイス改造、悪質なマーケティング、ディープフェイクなどの新しいタイプの知的財産権紛争に対応している。これにより、世界に向けて裁判の規則を提供し、サイバー空間のガバナンスを推進している。

さらに、同法院は中国初の越境貿易法廷を設立し、国境を越えた貿易紛争向けの司法プラットフォームをオンラインで稼働させている。このプラットフォームを利用し、韓国のゲーム開発企業である株式会社 ChuanQi IP の著作権をめぐる訴訟において、初めて域外の被告への有効な送達を実現した。

これは、インターネットを介した涉外訴訟の当事者の身分認証問題に対する具体的な解決策を提供し、国際的な商取引と紛争解決の新たな局面を切り開いたと評価されている。

(出典：中国保護知識産権網 2024年4月26日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dffy/202404/1985463.html>

★★★7. 最高人民法院、懲罰的賠償制度の適用拡大を報告＝知的財産権保護の強化を強調★★★

4月22日、最高人民法院の記者会見において、民事第3庭の林広海院長が、知的財産権保護における懲罰的賠償制度の適用状況について具体的な説明を行った。林氏は、法に基づく懲罰的賠償制度の適用を通じて、知的財産権侵害の代価と違法コストを大幅に高め、革新と創造を奨励する政策が進展していることを示した。

2023年、全国の裁判所は319件の事件に懲罰的賠償を適用し、これは前年比で117%の増加であり、賠償金額は前年同期比で3.5倍の11.6億元に上った。特に、最高人民法院知的財産権法廷は8件の事件に懲罰的賠償を適用し、重点分野や新興産業、コア技術に対する司法保護の強化を確実に示した。

また、悪意をもって他人の商標権を侵害する行為に対し、法に基づいた厳しい対応がなされている。たとえば、「盼盼(PANPAN)」の商標権侵害と不正競争に関する紛争訴訟では、裁判所は被告が他人の登録商標の知名度に便乗した悪意ある行為に対して、4倍の懲罰的賠償を適用し、1億元の経済的損失及び合理的な支出65万元の賠償を命じた。

最高人民法院はさらに、懲罰的賠償制度の整備を推進している。指導事例を発表し、懲罰的賠償の適用条件を明確にし、計算方法を細分化し、各級人民法院が適切に懲罰的賠償を適用できるよう指導している。これにより、知的財産権の保護はさらに強化され、国内外の投資家にとって安心なビジネス環境の提供が期待される。

(出典：中国保護知識産権網 2024年4月24日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/zgrmfy/202404/1985377.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 2023年、全国税関による知的財産権保護活動が活発に＝8289万点押収★★★

税関総署は4月25日に、2023年の全国の税関による輸出入貨物の知的財産権保護措置が6.7万回発動され、約8289万点の権利侵害被疑貨物が差し押さえられたことを発表した。この中で、商標権侵害が最も多く、8173万点が差し押さえられている。その他にも特許権や著作権、オリンピック関連マークを侵害する疑いの商品も含まれている。

差し押さえの内訳を見ると、職権に基づく摘発が全体の98.97%を占め、権利者の申請に基づく摘発は1.02%にとどまる。特に上海、寧波、広州、深センといった東部沿海地区の税関による摘発が全体の98.67%を占めており、この地域で侵害事件が多発していることが明らかになった。

税関による知的財産権の保護活動は昨年から引き続き強化されており、多くの権利者が税関保護

を選択している。昨年は税関保護システムに 4054 の新規ユーザーが登録され、知的財産権の税関保護登録申請は 2 万 1203 件に達し、そのうち 1 万 9009 件が登録認可された。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 4 月 28 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202404/1985478.html>

★★★2. 国家知識産権局、2023 年度の知的財産権行政保護の典型例 30 件を発表★★★

中国国家知識産権局 (CNIPA) はこのほど、2023 年度に取り組んだ知的財産権行政保護の典型的な事例 30 件を発表した。この中には、専利行政保護事例 10 件が含まれており、これらは特許、実用新案、意匠の 3 種類の権利に関連し、権利侵害紛争の行政裁決や行政調停など多様な解決手段が採用されている。事例は、薬品、食品、環境保護、印刷、設計など幅広い分野に及んでいる。

商標行政保護事例も 10 件が挙げられ、商品商標とサービス商標の両方をカバーしている。これらの事例は農業資材、アパレル、デジタル消費、品質認証、日用化学工業などの分野に関連し、流通ルートは電子商取引やショートビデオプラットフォームなど、新たなビジネスモデルにも対応している。

また、地理的表示 (GI)、特殊標章、公式標章保護に関する事例も 10 件が発表された。これには、GI 製品と GI で登録された証明商標が含まれており、「ミュンヘンビール」のように中国と欧州連合 (EU) 間の 2 者間協定に基づいて保護されている製品も含まれている。

これらの発表された典型的な事例は、中国が知的財産権保護を全面的に強化し、知的財産権侵害行為に対して厳しく対処する決意を示している。地域や部門を跨る協同保護の推進、民間企業や外資系企業を含む全ての主体に対して平等かつ迅速に保護を提供する面で、模範的な役割を果たしていることが明らかにされている。

(出典：国家知識産権網 2024 年 4 月 26 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/4/26/art_53_191970.html

★★★3. 2023 年度の「中国知財侵害模倣品摘発活動年次報告書」が発表★★★

4 月 26 日午後、中国の国家質量強国建設協調推進指導グループ弁公室が「中国知的財産権侵害模倣品摘発活動年次報告書 (2023)」を発表した。国務院新聞弁公室が開いた記者発表会に出席した国家市場監督管理総局の柳軍副局長が同報告書について説明を行った。

報告書は昨年の国際及び国内の経済情勢を分析し、トップダウンデザインや法律法規、行政法執行、司法保護、監視管理、普及啓発、国際協力の 7 つの側面から中国の知的財産権侵害・模倣品摘発活動の進捗状況と成果をとりまとめた。報告書は中国語と英語の二か国語で公開され、権利侵害や偽造と戦う中国の取り組みに対する国際社会の理解増進に寄与することが期待される。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2024 年 4 月 26 日)

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2024/art_b8638d289d0b441da443113a802d85f4.html

【華北地域】

★★★4. 北京昌平区で偽造スポーツウェア摘発、NIKE や PUMA の不正商品を大量押収★★★

北京市昌平区市場監督管理局は、最近、地元検察院および公安機関（警察）と協力し、ある村に隠された偽造拠点に対する突撃検査を実施した。この検査により、NIKE や PUMA などの有名スポーツブランドのロゴが付いた大量のスポーツウェアが発見された。

商標権利者の鑑定により、現場で押収された「NIKE」と「PUMA」のロゴが付いたズボンや T シャツは、いずれも登録商標の専用権を侵害する商品と確認された。法執行官はこれら数千件の権利侵害商品と商標標識を押収した。

この法執行行動に先立ち、昌平区市場監督管理局、区検察院、および公安機関は、十分な事前協議と準備を行った。この行動は、登録商標の専用権侵害を打撃するための三部門間の効果的な連携を実現し、昌平区が権利侵害違法行為への取り締まりの決意と力を示しただけでなく、市場秩序と消費者権益の維持にも有力な保障を提供した。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 5 月 9 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/bj/202405/1985665.html>

【その他地域】

★★★5. 貴州省、白酒産業の知的財産権保護強化へ＝過去 3 年に 345 件提訴★★★

4 月 26 日、貴州省の高級人民法院（裁判所）、検察院、公安庁（警察）、市場監督管理局が共同で記者発表会を開催し、偽造農業資材の取り締まりや地理的表示の保護活動について説明した。

この場で、省検察院は 2021 年から 2023 年にかけての白酒産業における知的財産権保護の取り組みをまとめた白書を発表。白書によると、貴州省は白酒産業を支柱産業と位置付け、知的財産権の保護を検察業務の重点に据えてきた。

発表されたデータによると、過去 3 年間に白酒関連の知的財産権侵害事件で 354 件が立件され、618 人が逮捕され、345 件で 774 人が提訴された。白酒産業における権利侵害の全面的な取り締まりを通じて、製造、販売、包装、輸送および川上・川下産業にわたる厳しい対策が施された結果、白酒メーカーは合計で 3200 万元以上の損失を避けることができた。

この発表は、貴州省における白酒産業の知的財産権保護に対する地方機関の協力とその成果を浮き彫りにし、法的枠組み内での更なる保護強化の意向を示している。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 5 月 6 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/jcjc/dfjcjc/202404/1985571.html>

○ その他知財関連

★★★1. 香港、「地域の知的財産取引センター発展戦略」に関する報告書を近日発表★★★

5 月 4 日、香港再出発大連盟は「地域の知的財産取引センターとしての発展を推進する座談会」を開催し、地域の知的財産取引センターの発展における課題とチャンスを議論した。この座談会において、大連盟が作成した「地域の知的財産取引センター発展戦略」報告書の発表が 5 月 20 日に予定されていることが明らかにされた。

大連盟の事務局長である譚恵珠氏は、中国が世界で最も国際特許出願が多い国である一方で、知的財産権の輸出額が米国の 11%に満たない現状について触れた。これを背景に、香港の地理的及び経済的な利点を活かし、地域の知的財産取引センターとしての発展を目指す必要があると強調した。

過去 10 か月間には、大連盟の知財調査研究団が政府機関、医薬企業、大学、研究機関、金融機関、法律事務所などを訪れ、専門家や業界関係者との交流を重ねてきた。5 月 20 日に発表される報告書には、国内外の知的財産権貿易の動向と事例を深く分析した内容が含まれており、地域の知的財産取引センターとしての香港のポテンシャルと戦略が詳述される予定である。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 5 月 7 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/xg/202405/1985601.html>

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 3 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産権問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます (※更新頻度は四半期に一度程度となります)。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved